

税 務 だより



令和5年4月から、固定資産税・都市計画税と軽自動車税種別割で新しい納付方法が追加されます。

地方税お支払サイト

納付書に印字された「e-QR」(QRコード)の読み取り、または「e-番号」を入力することにより、クレジットカード払い、インターネットバンキング等をご利用いただけます。

※納付方法によっては手数料がかかる場合があります。またアクセスに係る通信料の負担が必要です。
※詳細は「地方税お支払サイト」をご覧ください。

全国統一QRコード対応金融機関

「e-QR」(QRコード)が印字されている納付書は、納付書裏面に記載のある金融機関以外でも納付ができます。

スマートフォン決済アプリ

「e-QR」(QRコード)が印字されている納付書は、「e-」

QR「QRコード」に対応するスマートフォン決済アプリで読み取ることにより納付できます。

納付可能な金融機関、スマートフォン決済アプリは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウエーブの登録商標です。

問合せ先 税務課

☎95-1113



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明

軽自動車の車検で納税証明書の提示が原則不要になりました



令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用により、三輪・四輪の軽自動車の車検は、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。



紙の納税証明書が必要となる場合

▽納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合

※納付情報の登録には数日かかる場合があります。

▽中古車購入直後の場合

▽他の市区町村へ引っ越しした直後の場合

▽対象車両に過去の未納がある場合

詳しくは、インターネットよりご確認ください。「地方税共同機構 JNKS」

詳しくは、インターネットよりご確認ください。「地方税共同機構 JNKS」

書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

☎050-3816-1773

☎050-5540-2048

☎050-5540-2048

☎050-5540-2048

固定資産税台帳縦覧

令和5年度固定資産税(土地、家屋)の台帳の縦覧をおこないます。

日時 4月3日(月)から5月1日(月) 午前8時30分から午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場所 税務課

その他 本人確認のできるもの(免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

問合せ先 税務課 ☎95-1113